

協・企管発・第 18-17 号
平成 19 年 1 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

協同リース株式会社

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」
及び
企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」
に対するコメントについて

平成 18 年 12 月 27 日に貴委員会より公表されました掲題公開草案について、以下の通りコメントを提出させていただきますので、今後のご審議においてご高配を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 基本的な考え方

我が国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、賃貸借・サービス・ファイナンスなどの要素を包含した複合的取引であり、その経済的実質は単なる売買取引とは明らかに異なっています。また、現行基準においては、詳細な注記を条件に「賃貸借」として処理することが認められていますが、このことは、一般に公正妥当な処理として永らく定着しており、財務内容の開示・透明性の観点で投資家から特段の指摘を受けるといったことも起こっていません。

このような状況において、賃貸借処理を廃止する必然性は乏しいと言え、むしろ、賃貸借処理を選択することができる現行リース会計基準は、我が国リース取引の経済的実質を的確に表すことのできるルールとして高く評価でき、これを維持することが最も望ましいと考えられます。

2. 改正リース会計基準が適用された場合の問題点としての「適用時期について」

上記の通り現行基準維持が最も合理的と考えますので、公開草案の内容に対してコメントすることは本意ではありませんが、仮に改正リース会計基準が適用された場合には、実務上大きな問題が生じると想定されます。その中でも、特に適用時期については、あまりにも現実から乖離していると考えられますので、この点について意見を述べさせていただきます。

公開草案においては、適用時期を「平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から」としていますが、

現在明らかになっている内容では、リース取引の判定基準、重要性の判断基準等記載が不十分であり、実務に対応できません。

また、現行リース会計基準の見直しに伴い、税務上の取り扱いも変更されることが方向付けられましたが、こちらも詳細が不明であり、現状では、会計と税務の調整が適切に図られているのか否かさえ確認できない状況となっています。

会計と税務の取り扱い詳細が明らかにならない限り、借手・貸手とも、制度変更対応への準備ができません。特に、システム面に関しては、全面的な見直しが不可避となりますが、リース取引は前記の通り複合的な性格を有することから、システム構築は非常に複雑なものとなっており、これを変更するとすれば、十分な準備期間を設けることが絶対要件と言えます。

従って、適用時期については、会計実務に対応可能な取り扱いの詳細や監査上の取り扱いを明確化するとともに、税務との細部にわたる具体的調整も図った上で、システム面ほか実務処理が対応できることを勘案して設定する必要があると考えます。

現状は、そもそも制度変更の詳細が明らかになっていないという状況であり、こういった中で、「平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から」の適用は、現実問題として不可能です。現段階で適用時期を明示するのはあまりにも拙速であり、まずは会計・税務面の具体的な取り扱いをはっきりとさせることが不可欠と言えます。適用時期については、その上で、システム構築ほか実務上の影響、具体的にユーザー・リース会社双方で対応可能か否かといった問題を充分考慮した上で、改めて検討して頂きたいと考えます。

以 上